

平成29年10月26日

平成29年度第7回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

平成29年度第7回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 松本市指定文化財の指定及び解除について

[報告]

第1号 小中学校図書館、松本市図書館での平和資料展示の実施結果について

第2号 史跡松本城整備研究会委員の委嘱について

第3号 松本市市制施行110周年記念
「日本浮世絵博物館所蔵 酒井浮世絵コレクション展示」の開催結果について

第4号 国の重要文化財（建造物）の指定について

第5号 松本市立博物館ロビー展「開智学校と教育勅語」の開催について

第6号 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告について

[周知事項]

- 1 宇宙関連事業 講演会の開催について
- 2 松本市市制施行110周年記念「国宝松本城と鷹狩」の開催について
- 3 第34回松本市青少年健全育成市民大会・
「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市指定文化財の指定及び解除について

1 趣旨

松本市文化財審議委員会から答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市指定文化財の指定及び指定解除を行うものです。

2 指定する文化財

(1) 名称・区分・所在地等

名 称	指定区分	所 在 地
生安寺 <small>しょうあんじ</small> の木造地蔵菩薩 <small>はんかぞう</small> 半跏像	重要文化財 (歴史資料)	松本市蟻ヶ崎4丁目5番39号 (生安寺)
廣澤寺参道のケヤキ並木	特別天然記念物 (植物)	松本市大字里山辺5112番イ他

(2) 指定理由

別添答申物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第3条、同条例施行規則第2条第1項

3 指定解除する文化財

(1) 名称・区分・所在地等

名 称	指定区分	所 在 地
内田のアカマツ	特別天然記念物(植物)	松本市大字内田2515番5
井川城跡 <small>いかわじょうあと</small>	特別史跡(城跡)	松本市井川城1丁目4552番口

(2) 指定解除理由

ア 内田のアカマツ

指定文化財としての価値が失われたため(5月19日光量不足による枯死確認)

イ 井川城跡

文化財保護法に基づく史跡に指定されたため(平成29年2月9日指定)

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第8条第1号及び4号

4 答申書(写)

別紙のとおり

担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292

松本市文化財審議委員会

答申物件の概要書

平成29年度第2回委員会

文化財課

平成29年10月11日

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 重要文化財
- 2 名称 生安寺の木造地蔵菩薩半跏像
- 3 所在地 松本市蟻ヶ崎4丁目5番39号
- 4 所有者 宗教法人生安寺(代表役員 旭 尚道)

5 物件の概要

- (1) 員数 1 軀
- (2) 年代 天明8年(1788)作
- (3) 構造・形式等 寄木造、彩色 光背付 岩座 錫杖とも
総高81.5cm、像高46.0cm
- (4) 内容

本像は、天明8年江戸仏師で祐天寺の仏像を多く制作している竹崎石見による作で、寛政9年(1797)祐天寺六世全祐から松本本町の光明院へ奉納されたものである。享保3(1718)年、松本藩主水野忠周の夢枕に高僧祐天上人が現れたことが発端となり、80年後光明院の地蔵菩薩像が祐天寺に遷座し、代わりに本像が光明院に遷されている。

明治の廃仏毀釈で光明院が廃され所在不明となっていたが、平成28年に生安寺で所在が確認された。像に残る制作者や年号の墨書等は『江戸名所図会』等の記載と一致する。

6 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

- ア 種別 9 歴史資料
- イ 基準 1 政治・経済・社会・文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的に価値の高いもの

(2) 指定理由

本物件は作者・制作年代・来歴がはっきりしており、仏像を巡る特異な伝承や多くの文献の存在から、松本藩主(水野氏)や江戸祐天寺と松本光明院とのかかわりや、仏像を信仰した松本や江戸の人々の歴史を語る上で貴重である。

7 その他参考となる資料

祐天寺『祐天寺資料集』第1巻上、第4巻上

生安寺護持会『瑠璃光 生安寺の歴史』

巖谷勝正『仏教文化学会紀要9』「松本藩主水野家の浄土宗信仰について」

”『浄土学第54輯』「増上寺第三十六世顕譽祐天本地身地蔵菩薩像について」



生安寺の木造地藏菩薩半跏像（平成29年5月撮影）

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 特別天然記念物
- 2 名 称 廣澤寺参道のケヤキ並木
- 3 所 在 地 松本市大字里山辺5 1 1 2 番イ他
- 4 所 有 者 宗教法人廣澤寺（代表役員 小笠原隆元）

5 物件の概要

- (1) 員 数 1 所
- (2) 年 代 樹齡推定400年
- (3) 内 容

廣澤寺の参道に並木として植栽されたケヤキが現在まで24個体残り、現在も並木の景観は維持されている。幹周3mを超える巨木は15を数え、最大幹周6.6mと市内でもトップクラスの個体が含まれる。平成15年以降の伐採木の年輪から樹齡400年と推定される。

半数以上が自然樹形のまま育っており、平均樹高2.5m、最大樹3.1mと、県内のケヤキ林の中でも特に良好な成長といえる。

また、並木の林床は自然状態が維持されており、ヤマブキやスズタケなど、植栽由来ではあるが天然のケヤキ林に近い植生が認められる。

6 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

ア 種別 2 植物

(1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢等

イ 基準 1 学術上貴重でこの地方の自然を記念するもの

(2) 指定理由

本件は、市内の既に指定されているケヤキ（内田、岡田神社、伊和神社）と比較しても同等の規模を有しており、巨木が15個体含まれるケヤキ林としても貴重である。また林床植生の構成は天然のケヤキ林に近く、ケヤキ林の環境を知る上で学術的に貴重である。

7 その他参考となる資料

「未指定文化財総合調査天然記念物概況調査」平成15年5月29日

「廣澤寺のケヤキ並木追加調査結果」平成29年1月29日



廣澤寺参道のケヤキ並木（平成28年9月撮影）



平成29年10月11日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会

委員長 山本 雅道



松本市指定文化財の指定及び解除について（答申）

平成29年7月28日付け教育委員会諮問第1号、及び平成29年10月11日付け教育委員会諮問第2号で諮問のあった、松本市指定文化財の指定及び解除について、審議の結果、下記のとおり指定及び解除することが適当な旨答申します。

記

1 指定することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
生安寺の木造地蔵菩薩半跏像	重要文化財 (歴史資料)	松本市蟻ヶ崎4丁目5番39号(生安寺)
廣澤寺参道のケヤキ並木	特別天然記念物 (植物)	松本市大字里山辺 5112 番 イ他

2 指定解除することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
内田のアカマツ	特別天然記念物 (植物)	松本市大字内田 2515 番 5
井川城跡	特別史跡(城跡)	松本市井川城 1 丁目 4552 番口

以上

小中学校図書館、松本市図書館での平和資料展示の実施結果について

1 趣旨

平和教育の一環として図書館資料を活用し、9月25日の平和都市宣言日に松本市内小中学校図書館、松本市図書館において行った平和資料展示の実施結果について報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日時

平成29年9月25日(月)をはさんだ期間(各図書館の状況により5日から2ヶ月)

(2) 実施場所

松本市内小中学校図書館、松本市全図書館

(3) 展示内容

ア 平和に関する書籍の展示等

小中学校図書館、松本市中央図書館及び分館各館20～100冊の展示、図書館だよりでの本の紹介、関連図書の読み聞かせ

イ 中央図書館、文書館平和資料コーナーの紹介

ウ 松本市平和推進課作成の平和パンフレットの展示(平和の灯、平和都市宣言と市内の戦争遺跡)

(4) 展示の感想

ア 展示をとおして平和について全校で考えるよい取り組みであり、松本市平和都市宣言日を知るよい機会となった。

イ 休み時間に、生徒たちが自由に本を手にとって見たりするなど、関心をひくことができた。

ウ 児童への関連絵本の読み聞かせを行うことで、平和について考えるきっかけになった。

エ 子どもたちに、よりわかりやすい平和都市宣言についての資料がほしかった。また展示本のリストがあればよかった。

オ 学校内の連携がうまくいかず、準備期間が不足してしまった。

3 今後の対応

引き続き学校図書館と連携し、平和以外にも松本市として取り組んでいる子どもの権利(人権)環境教育、食育等子どもたちに学んでほしい統一したテーマ本の資料展示の実施について検討していきます。

4 展示の様子



中央図書館



鎌田小学校

担当	中央図書館
館長	瀧澤 裕子
電話	32 - 0099



まつもと市民 生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように...

報告第 2 号

史跡松本城整備研究会委員の委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備研究会指導助言者に欠員が生じたことに伴い、史跡松本城整備研究会規程第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱したことについて報告するものです。

2 経過

これまで指導助言者を委嘱していた五味盛重氏から、辞意の申し出があったため、新たに委員を委嘱したものです。委員の選任にあたっては、五味指導助言者の専門分野であった史跡整備に関する有識者に委嘱することとしました。

3 委員委嘱について

(1) 新たに委嘱した委員

にしがた たつあき
西形 達明氏（専門分野：土木工学、史跡整備）

(2) 委嘱期間

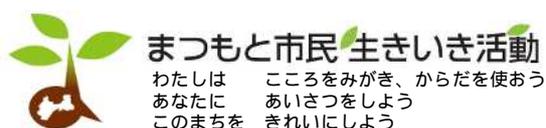
平成29年10月2日から平成30年3月27日（現在の委員等の残任期間まで）

(3) 委員等名簿

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿（裏面のとおり）

4 史跡松本城整備研究会規程

別紙1のとおり



担当 松本城管理事務所
所長 中嶋 岳大
電話 32-2902

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿

1 委員

	氏名	役職	備考
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授	会長
2	みやもとながじろう 宮本長二郎	独立行政法人国立文化財機構名誉研究員	会長代理
3	よしだ 吉田ゆり子	東京外国語大学国際社会学部長 長野県文化財保審議会委員	
4	ささきくにひろ 佐々木邦博	信州大学農学部森林科学科教授	
5	みさわきみこ 三澤禧美子	元開智小学校校長	
6	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	
7	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学名誉教授	今回新任

2 指導助言者

	氏名	役職
1	さとう まさと 佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
2	やなぎさわ りょう 柳澤 亮	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事

史跡松本城整備研究会規程

昭和 61 年 4 月 1 日
教育委員会訓令乙第 1 号

(設置)

第 1 条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会
(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第 2 条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第 3 条 研究会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 研究会は会長が必要に応じて召集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第 7 条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第 2 条に基づいて行なう調査、研究に対して指導、助言を行なう。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 研究会の庶務は松本市教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この訓令は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

教育委員会資料
29.10.26
美術館

報告第 3 号

松本市市制施行110周年記念

「日本浮世絵博物館所蔵 酒井浮世絵コレクション展示」の開催結果について

1 趣旨

国内有数の浮世絵専門の博物館として知られている日本浮世絵博物館所蔵作品の特別展を開催しましたので、結果について報告するものです。

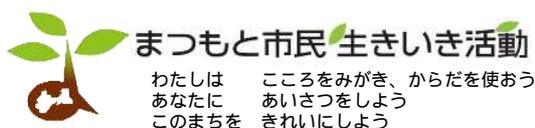
2 概要

- (1) 期間 (前期) 6月6日(火)から7月30日(日)まで
(後期) 8月1日(火)から9月24日(日)まで
- (2) 展示 (前期) 浮世絵の表現と制作技法の変遷(奥村政信、歌川国芳 ほか)
(後期) 代表的な浮世絵師(葛飾北斎、歌川広重、喜多川歌麿 ほか)
- (3) 会場 松本市美術館 池上百竹亭コレクション展示室
- (4) 観覧者 26,911人【(前期)9,321人、(後期)17,590人】

3 効果

- (1) 国際的文化遺産である浮世絵と、その収蔵数において日本最大の浮世絵博物館が市内に立地することを、多くの市民や観光客に紹介する機会となりました。
- (2) 選りすぐりの優品が展示され、浮世絵展示を目的に来館される人も多く見られました。
- (3) 8月から運行開始となった市バス・タウンスニーカー西コースのロングコース(日本浮世絵博物館・歴史の里行き)新設による利便性向上をPRしました。
- (4) 日本浮世絵博物館、松本市美術館両館の連携強化を図ることができました。

担 当	美術館
副館長	清澤 秀幸
電 話	39 - 7400



「学都松本へ」

報告第 4 号

国の重要文化財（建造物）の指定について

1 趣旨

松本市立博物館分館、松本市歴史の里内にある旧長野地方裁判所松本支部庁舎が、国の文化財審議会文化財分科会において、重要文化財に指定することが妥当と答申されたことについて報告するものです。

2 重要文化財に指定される建造物等

- (1) 名称 きゅうまつもとくさいばんしよちょうしゃ
旧松本区裁判所庁舎 1 棟
- 附 正門 1 所
- 松本裁判所建築明細簿 1 冊
- 松本裁判所建築日記簿 1 冊
- (2) 所在地 松本市大字島立 2 1 9 6 番地 1

3 経過

- M 4 1 松本城二の丸御殿跡に松本区裁判所として竣工
- S 5 7 . 3 保存運動により移築復元し、日本司法博物館として開館
- 6 0 . 1 1 . 2 9 長野県宝に指定
- H 1 3 . 1 1 日本司法博物館から松本市へ移管
- 1 4 . 4 松本市歴史の里として開館
- 2 9 . 9 . 1 5 国の文化審議会文化財分科会において、県宝旧長野地方裁判所
松本支部庁舎が重要文化財として諮問
- 1 0 . 2 0 文化審議会文化財分科会が、重要文化財に指定することが妥当
と答申

4 指定基準

歴史的価値の高いもの

5 指定物件の特徴及び評価

裏面のとおり

6 今後の対応

官報告示による正式な指定後に、記念事業を実施し、周知に努めます。

担当 博物館 館長 木下 守 (電話 32-0133)
文化財課 課長 大竹 永明 (電話 34-3292)



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

指定物件の特徴及び評価

旧松本区裁判所庁舎は、明治41年(1908)に松本城二の丸御殿跡に竣工しました。建設には、坂巻儀平ほか6名の地元大工が携わっています。

新庁舎建設に伴い、昭和53年(1978)に一度は解体が決定しましたが、市民の運動によって保存されることになり、同57年、現在地に移築され財団法人日本司法博物館として生まれ変わり、平成13年に松本市に移管され、現在に至っています。

建物は、全体を和風意匠でまとめあげ、両翼に2つの訟廷を配した左右対称のH形平面、動線や床高を区分した訟廷など、明治後期の区裁判所庁舎の特徴をよく示しており、「明治期に全国で数多く建てられた和風の裁判所建築のうち、最も完成度の高いものとして歴史的価値が高い」と評価されています。

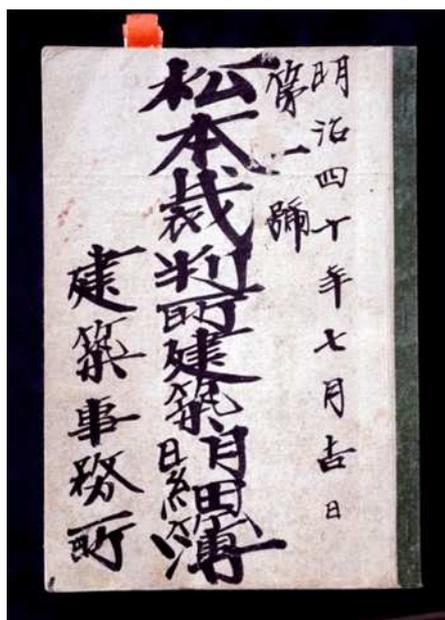
写 真



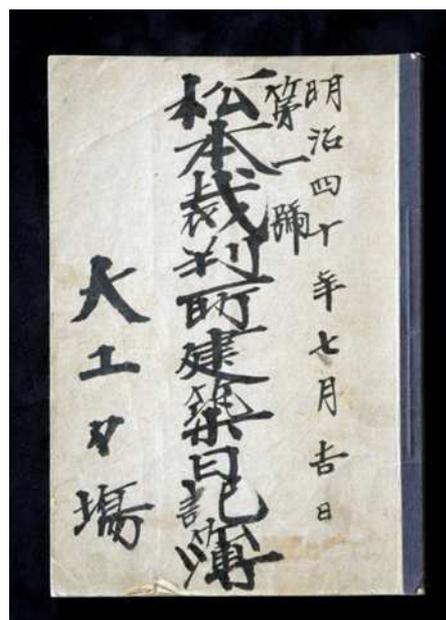
煉瓦造の正門と建物正面



車寄の玄関と訟廷のある両翼



松本裁判所建築明細簿



松本裁判所建築日記簿

報告第 5 号

松本市立博物館ロビー展「開智学校と教育勅語」の開催について

1 趣旨

博物館で教育勅語に関する研究成果を紹介する企画展を開催することについて報告するものです。

2 事業名

ロビー展「開智学校と教育勅語」

3 事業内容

(1) 概要

博物館で現在進めている教育勅語に関する研究成果の一部を、3期に分けて紹介するものです。

(2) 会期

ア 第1期 平成29年10月28日(土)～11月19日(日)

イ 第2期 平成29年11月22日(水)～12月13日(水)

ウ 第3期 平成29年12月16日(土)～平成30年1月8日(月・祝)

(3) 展示内容

ア 第1期展示「教育勅語の歴史」

(ア) 内容

明治23年(1890)に教育勅語が誕生する背景と、発布後の取扱いの変遷、戦後の学校における教育勅語の返還までの歴史について紹介します。

(イ) 展示資料

「教育二関スル勅語」謄本、戊申証書、修身教科書など 約15点

イ 第2期展示「開智学校と教育勅語 前編」

(ア) 内容

明治・大正時代の開智学校における教育勅語の取扱いや教員・児童の向き合い方を当時の学校日誌や児童の作品をもとに紹介します。

(イ) 展示資料

開智学校日誌、教員意見書、児童習字作品など 約17点

ウ 第3期展示「開智学校と教育勅語 後編」

(ア) 内容

昭和時代の開智学校における教育勅語の取扱いの変遷を、当時の宿直日誌や教案をもとに紹介します。

(イ) 展示資料

奉安殿鉄扉設計図面、宿直日誌、修身教案など 約13点

(4) 会場

松本市立博物館 1階ロビー

(5) 観覧料

無料（博物館の玄関からロビー展会場までを無料エリアとします。）

4 周知方法について

(1) 松本市公式ホームページへの掲載

(2) 松本まるごと博物館ホームページへの掲載

(3) 博物館ニュース「あなたと博物館」への掲載

(4) 報道機関への周知

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32 - 0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

教育委員会資料
29 . 10 . 26
こども部

報告第 6 号

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告について

1 趣旨

子どもの権利保障を総合的・継続的に推進するため、平成27年度に策定した「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）の折返しに当たり、より一層の効果的な実施につなげるため、外部委員で構成する「子どもにやさしいまちづくり委員会」が中間報告書をまとめ、市長に提出しましたので、その内容について報告するものです。

2 経過

- 25.4 「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）施行
6～ 条例第23条に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」を設置し、子どもの権利に関する推進計画について調査・審議
- 27.3 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）を策定
- .9 施策の実施状況を検証するため、計8回の委員会のほか、委員による4
～29.9 つのワーキンググループでの調査・審議を経て、中間報告書を作成
- 29.9.19 荒牧重人会長（山梨学院大学教授）から市長に中間報告書の提出

3 報告の特徴

- (1) 計画における、7つの基本施策のうち4つの施策（子どもの権利の普及と学習支援、子どもの相談・救済、子どもの意見表明・参加の促進、子どもの居場所づくり）について評価し提言しています。
- (2) 4つの施策ごとに委員がワーキンググループを構成し、委員自らが報告書の執筆を行っています。（委員名簿は資料2のとおり）

4 報告の主旨（全体）

- (1) 子育て支援中心の施策に取り組む自治体が多いなか、なかなか理解が広がらない子どもの権利という視点に基づいて、子ども自身の育ちに関わる子ども支援の施策も実現させている松本市の取組みは、ある意味チャレンジであり、施策・事業の効果・成果を市民と共有するとともに、他の自治体に広がることを意識して、具体的に確認・アピールされたい。
- (2) 全体として計画は着実に実施されてきているが、その速度と内容は子どもを取り巻く現実に対応したものになりえていないため、担当部署は条例が制定されたことの意味を再認

識し、子ども施策・事業に生かすこと。

- (3) 松本市は、いのち・健康に関する施策や文化に関わる施策など、先駆的に取り組んでおり、これらの「強味」を本計画と連動させて子どもの育ちを市全体で支えていくことが重要。地域コミュニティの再構築に向けての取組みにおいても、子どもの主体的な参加等を促進されたい。

4つの施策に係る提言は資料1のとおり

5 周知について

- (1) 中間報告書はホームページで全文公開しています。
(2) 中間報告書(冊子)を庁内関係課に配布します。

6 今後の予定

- (1) 施策ごとの提言の詳細は、関係課長で構成する、子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議に報告します。
(2) 次期(3期)委員会では、平成29年度及び平成30年度の実施事業等について検証を行うとともに、子ども虐待、いじめ、子どもの貧困問題などを含め、次期計画の策定に向けた提言を行います。

担当	こども育成課
課長	上條 公德
電話	34 - 3291



子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告書（概要版）

1 委員会の概要

委員構成 有識者（6名）、こども関係機関（6名）、地域関係団体（2名）、公募委員（1名）の計15名

2 推進計画の基本目標、施策の方向

6つの基本目標

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

施策の方向1 子どもいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり

- 推進施策1 子どもいのちを守り、大切に作る環境づくり
- 推進施策2 子どもの健康を守り、大切に作る環境づくり

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援

- 推進施策1 子どもの権利の普及
- 推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

施策の方向3 子どもの相談・救済の充実

- 推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実
- 推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進

- 推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進
- 推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進
- 推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進

- 推進施策1 子どもの居場所づくりの推進
- 推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

施策の方向6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

- 推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり
- 推進施策2 地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり

施策の方向7 子どもの育ちや子育てへの支援

- 推進施策1 子どもの再挑戦のための環境づくり
- 推進施策2 子育て支援者への支援
- 推進施策3 子育て支援のための環境づくり

7つの施策の方向

今回の評価検証

3 主な提言内容

全体の検証
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援中心の施策に取り組む自治体が多いなか、なかなか理解が広がらない子どもの権利という視点に基づいて、子ども自身の育ちに関わる子ども支援の施策も実現させている松本市の取組みは、ある意味チャレンジであり、施策・事業の効果・成果を市民と共有するとともに他の自治体に広がることを意識して具体的に確認・アピールすること。・計画は着実に実施されてきているが、その速度と内容は子どもを取り巻く現実に対応したものになりえていないため、担当部署は条例が制定されたことの意味を再認識し、子ども施策・事業に生かすこと。・松本市は、いのち・健康に関する施策や文化に関わる施策など、先駆的に取り組んでおり、これらの「強味」を本計画と連動させて子どもの育ちを市全体で支えていくことが重要。地域コミュニティの再構築に向けての取組みにおいても子どもの主体的な参加等を促進すること。
実施状況の検証
<p>【子どもの権利の普及と学習支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・条例及びこころの鈴の認知度の向上を図ること。・幼い子どもへの学習支援として、制作済みの権利紙芝居を計画的に活用するとともに広報に努めること。また権利絵本を早急に制作すること。・こども育成課と学校指導課が連携し、小・中学生を対象とした学習パンフレットを作成し、活用すること。また、その学習事例等を収集し、学校の指導計画に位置づけること。
<p>【子どもの相談・救済の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">・先進地の研修や近隣他市との意見交換を行い、さらなる相談室の質の向上に努めること。・学校指導課やこども福祉課など、関係機関との担当者会議を定期的で開催するとともに、児童センター、子どもの居場所職員との連携を密にすること。
<p>【子どもの意見表明・参加の促進】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校指導課及び校長会と連携し、子どもの意見表明・参加の促進のためのプロジェクトチームを作り、意見表明しやすい環境を積極的に作ること。また、実践事例集を作成し、学びあいなどの検討をすること。・児童センターで子ども運営会議などを行って意見反映に努めること。・まつもと子ども未来委員会の参加のあり方について工夫すること。特に高校生の参加促進を行い、より充実を図ること。・子どもたちの意見を取り入れた情報提供マニュアルを作成すること。
<p>【子どもの居場所づくりの促進】</p> <ul style="list-style-type: none">・はぐルッポの拡充と人員確保に努めるとともに、はぐルッポをモデルとした居場所の増設について検討すること。・外国籍の子どもや障害のある子どもの居場所づくりについて整備・拡充を図ること。
推進体制について
<ul style="list-style-type: none">・子どもにやさしいまちづくり庁内調整会議を実質的な子ども施策推進の根幹に位置づけ取り組むこと。・市民、NPOなどとの連携や子どもに関わる情報の共有（子ども白書の作成）、大学との連携をさらに進めること。・委員会の開催回数を増やすなどの条件整備をすすめること。また、役職で選出される委員の任期を本委員会の任期に合わせることを検討すること。

松本市子どもにやさしいまちづくり委員名簿

(任期：2015(平成27)年9月29日から2017(平成29)年9月28日まで)

区分	氏名	団体及び役職名	備考
有識者	青木 敏和	松本地域シルバー人材センター事務局長 元松本市こども部長	
	荒牧 重人	山梨学院大学法科大学院法務研究科長 教授	会長
	豊嶋 さおり	本と子どもの発達を考える会事務局長 おはなしの会「すがのっくる」代表	
	西森 尚己	松本市子育てコミュニティプロジェクト副会長 前松本市教育委員	
	森本 遼	弁護士 長野県弁護士会子どもの権利委員会委員	副会長
	矢崎 久	松本大学総合経営学部総合経営学科長 准教授	
子ども関係機関	小口 浩司	松本児童相談所長	～2016(平成28).3.31
	角田 恵子		2016(平成28).7.19～
	西口 恵利子	主任児童委員会(委員長)	～2016(平成28).12.18
	大月 悦子		2016(平成28).12.19～
	小口 雅江	松本市保育園保護者会連盟(会長)	～2016(平成28).3.31
	奈良 祐美		2016(平成28).7.19 ～2017(平成29).3.31
	海野 智絵		2017(平成29).5.30～
	平塚 綾子	松本市PTA連合会(副会長)	～2016(平成28).3.31
	中林 友子		2016(平成28).7.19～
	吉澤 由紀子	松本市PTA連合会(会長)	2017(平成29).5.30～
	笠原 幸一	松本市小学校長会 幹事(二子小学校長)	～2017(平成29).3.31
	一ノ瀬 浩子	松本市小学校長会 幹事(鎌田小学校長)	2017(平成29).5.30～
	黒田 文雄	松本市中学校長会 幹事(開成中学校長)	～2016(平成28).3.31
	塚田 道彦		2016(平成28).7.19～
柳澤 厚志	松本市中学校長会 幹事(山辺中学校長)	2017(平成29).5.30～	
地域関係団体	若狭 登志彦	松本市町会連合会(副会長)	～2016(平成28).3.31
	伴野 英男		2016(平成28).7.19 ～2017(平成29).3.31
	奥原 仁作		2017(平成29).5.30～
	臼井 和夫	松本市子ども会育成連合会(副会長)	
公募委員	神津 ゆかり	市民公募委員	

定数15名(条例に基づく)

周知事項 1

宇宙関連事業 講演会の開催について

1 趣旨

小中学生をはじめ、市民が宇宙をより身近に感じ、興味・関心を高めてもらうため、標記を開催することについて周知するものです。

2 開催概要

(1) 講演会

演題

「松本発 138 億光年宇宙の旅 ~つながっている「宇宙」「社会」「いのち」~」

ア 日時 平成 29 年 11 月 25 日(土) 13 時 10 分から 14 時 40 分まで

イ 会場 教育文化センター 視聴覚ホール

ウ 講師 縣 秀彦氏(国立天文台 天文情報センター・准教授/普及室長)

エ 対象 小学校高学年から成人

オ 入場料 無料

カ 定員 先着 160 人(事前の申込みが必要)

キ 申込方法 インターネットまたは電話で申込み

3 周知方法

- (1) 広報まつもと、市公式ホームページへの掲載
- (2) 小中学校及び公民館等施設へのポスター、チラシ配布
- (3) 報道機関への周知

担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話 33 - 3980

教育文化センター 所長 中村 誠

電話 32 - 7600



まつもと市民生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

縣 秀彦(あがた ひでひこ)先生と一緒に宇宙を体験しよう!

松本発 138億光年 宇宙の旅

つながっている「宇宙」「社会」「いのち」



日時：平成29年
11月25日(土)

開場：12時40分
講演：13時10分～14時40分
定員：160名(先着)
会場：松本市教育文化センター
視聴覚ホール(3F)

小学校高学年以上
向きのお話ですが、
大人でも楽しめる
内容です。

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構
国立天文台 天文情報センター・准教授/普及室長
国際天文学連合・国際普及室室長

講師

縣 秀彦 先生

講師略歴

1961年長野県生まれ。
信濃大町観光大使。
東京学芸大学大学院修了(教育学博士)。
東京大学教育学部附属中・高等学校教諭等
を経て1999年より国立天文台勤務。
現在、天文教育普及研究会会長など。
「面白くて眠れなくなる天文学」(PHP出版)、
「地球外生命は存在する!」(幻冬舎)、
「星の王子さまの天文ノート」(河出書房新社)、
「オリオン座はすでに消えている?」(小学館)
など多数の著作物を発表。
NHK ラジオ深夜便「ようこそ宇宙へ」を担当、
NHK 高校講座「地学基礎」にも出演中。



夢と希望を与える宇宙の世界。

参加無料

お問合せ
申込先

- 申込期間：10月24日(火)～11月23日(木)
- 申込方法：「インターネット」または「電話」(定員に達し次第締め切らせていただきます)。
※インターネットでのお申込み方法：松本市教育文化センターホームページ内の専用リンク先からお申込みください。
- お問合せ：松本市教育文化センター 〒390-0221 長野県松本市里山辺2390-1 【電話】32-7600 休館日は月曜日(祝日の場合は翌日)

主催：松本市教育委員会

国立天文台提供

周知事項 2

松本市市制施行110周年記念
「国宝松本城と鷹狩」の開催について

1 趣旨

「松本城を中心としたまちづくり」の一環として、鷹狩（古式放鷹術^{ほうようじゅつ}）の文化に親んでいただくための実演と講演会を開催し、市民の皆さんに鷹狩の文化を知ってもらうことを目的に開催することについて周知するものです。

2 開催概要

(1) 【鷹狩(古式放鷹術)の実演】

ア 日時 11月19日(日) 10時30分から正午 雨天中止

イ 場所 国宝松本城 本丸庭園

ウ 料金 本丸庭園のみ無料 天守に登る方は有料

エ 内容 諏訪流放鷹術保存会による鷹狩の実演

諏訪流第18代宗家 大塚 紀子 鷹師 ほか

(2) 【講演会】

ア 日時 11月19日(日) 13時30分から15時30分 雨天開催

イ 会場 大手公民館 2階大会議室

ウ 定員 先着70人

エ 料金 無料

オ 講師 松本藩（水野家・戸田家）の鷹匠とその鷹術 二本松 泰子 氏

小笠原三代 長時・貞慶・秀政の故実と放鷹 村石 正行 氏

(3) 主催 松本市・松本市教育委員会

後援 長野県・長野県教育委員会

協力 静岡文化芸術大学、裏千家淡交会長野県支部 中信分会

3 周知方法

(1) 広報まつもと及び関係機関紙に掲載

(2) 各報道機関に依頼

(3) 国宝松本城公式ホームページに掲載



まつもと市民生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう
あなたに あいさつをしよう
このまちを きれいにしよう

担当 松本城管理事務所
所長 中嶋 岳大
電話 32-2902

第34回松本市青少年健全育成市民大会・
「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

1 趣旨

松本市子どもの権利に関する条例において、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めているほか、長野県では、11月を「子ども若者育成支援強調月間」と位置付けていることから、「青少年は、地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、子どもの権利について学ぶとともに、全市をあげて青少年健全育成活動の一層の推進を図ることを目的に、標記大会を開催することについて周知するものです。

2 期日

平成29年11月18日(土) 13時30分から16時20分まで

3 会場

波田アクトホール

4 主催

松本市 / 松本市教育委員会 / 松本市青少年健全育成市民大会実行委員会

5 内容

(1) オープニングセレモニー

松本市立波田小学校合唱部による合唱

(2) 開会式・表彰式

松本市青少年健全育成市民大会表彰

(松本市青少年健全育成市民大会表彰規準に基づき、16名と1団体を表彰予定)

(3) 子どもの発表

松本市ジュニア・リーダー会及びまつもと子ども未来委員会

(4) 講演

ア 演 題 「子ども一人一人が大切な存在

～子どもの権利相談室『こころの鈴』の相談・救済の実際～」

イ 講 師 子どもの権利相談室「こころの鈴」 擁護委員 北川 和彦 氏
室 長 塚原 文子 氏

(5) 大会宣言

担当 こども育成課
課長 上條 公徳
電話 34 - 3291



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に



第34回松本市青少年健全育成市民大会・ 「松本子どもの権利の日」市民フォーラム

松本市子どもの権利に関する条例では、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めています。また、長野県では、11月を「子ども若者育成支援強調月間」として、地域における青少年の健全育成活動を推進しています。

「青少年は、地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、明るく温かい社会環境を作るため、この機会に子どもの権利について学び、全市をあげて青少年健全育成活動の一層の推進を図りましょう。

入場無料・事前申込不要

- 1 日時 平成29年11月18日(土) 13:30～16:20
- 2 会場 波田アクトホール(松本市波田10106-1)
- 3 内容
 - 13:30～ オープニングセレモニー 波田小学校合唱部
 - 13:45～ 開会式・表彰式(松本市青少年健全育成市民大会表彰)
 - 14:15～ 子どもの発表
 - 松本市ジュニア・リーダー会
 - まつもと子ども未来委員会
 - 15:00～ 講演会
 - 「子ども一人一人が大切な存在
～子どもの権利相談室『こころの鈴』の相談・救済の実態～」
 - 松本市子どもの権利擁護委員 北川 和彦 氏
 - 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 塚原 文子 室長
 - 16:10～ 大会宣言・閉会式



お車でお越しの際は、波田アクトホール駐車場または波田支所駐車場をご利用ください。駐車場には限りがございます。なるべく公共交通機関をご利用ください。

主催 松本市 / 松本市教育委員会 / 松本市青少年健全育成市民大会実行委員会
後援 長野県将来世代応援県民会議



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に

